

大分県鳥獣被害防止総合支援事業評価報告

整備事業

1 事業実施主体等に係る項目

事業実施主体名	構成市町村
玖 珠 町	玖 珠 町

2 事業実施時期に係る項目

・鳥獣侵入防護柵の設置

平成 28 年度繰越	平成 29 年 7 月 28 日～平成 30 年 3 月 20 日
平成 29 年度	平成 29 年 7 月 28 日～平成 30 年 3 月 23 日
平成 29 年度(再編)	平成 30 年 3 月 16 日～平成 31 年 3 月 28 日
平成 30 年度	平成 30 年 6 月 13 日～平成 31 年 3 月 28 日
令和 元 年度	令和 元 年 5 月 21 日～令和 2 年 3 月 19 日

3 事業内容等に係る項目

事業内容	事業量
鳥獣侵入防護柵の設置	
平成 28 年度繰 侵入防護柵 (WM柵) の設置	4 地区 ・ 9,500m
平成 29 年度 侵入防護柵 (WM柵、電気柵) の設置	15 地区 ・ 41,070m
平成 29 年度(再編) 侵入防護柵 (WM柵、電気柵) の設置	12 地区 ・ 1,276m
平成 30 年度 侵入防護柵 (WM柵、電気柵) の設置	20 地区 ・ 37,880m
令和 元 年度 侵入防護柵 (WM柵、電気柵) の設置	6 地区 ・ 11,119m
合 計	57 地区 ・ 100,845m

4 管理に係る項目

○ 管理体制 (主体者)

玖珠町と地元設置地区と鳥獣防護柵の貸借及び維持管理契約を締結し、各設置地区で管理を行っている。

5 稼働に係る項目

供用開始時期	利 用 率	稼 働 率
平成 2 8 年度繰設置分 4 地区 H30. 2. 20～H30. 3. 19	100%	100%
平成 2 9 年度設置分 1 5 地区 H30. 1. 31～H30. 3. 22	100%	100%
平成 2 9 年度再編設置分 1 2 地区 H30. 8. 1～H31. 3. 26	100%	100%
平成 3 0 年度設置分 2 0 地区 H30. 12. 27～H31. 3. 26	100%	100%
令和 元 年度設置分 1 7 地区 R2. 2. 12～R2. 3. 17	100%	100%

6 事業効果、評価に係る項目

○ 事業効果

鳥獣防護柵を集落単位で張ったことにより、集落全体で効率的に有害鳥獣の侵入を防いでいる。

また、下部に掘り起こし防止のスカート又はパイプを這わせ、イノシシ等による柵の掘り起こし等の被害を防いだ。

加えて、平成 2 9 年 7 月の九州北部豪雨による被災箇所についても、作付け等が開始できるよう再編整備事業で、侵入防護柵の復旧を実施した。

○ 管理、経営状況

各設置地区と締結している維持管理契約のもと、月 1 回の見回り・点検を行う等、適切な管理を行っている。

○ 事業実施主体の評価

鳥獣防護柵を設置した地域は、有害鳥獣の侵入を防ぐことができおり、適切に管理が行き届いている地域では、被害が減少している。しかし、イノシシによる掘り起こし等による侵入や、柵を設置した周辺集落に被害が集中する等の事例も発生し、町全体としては被害額の大幅な減少には至っていない。

今後も、柵を設置している集落では、維持管理契約のもと引き続き適切な管理指導を徹底し、柵の設置出来ていない集落には、積極的に事業を活用しながら、鳥獣防護柵の設置を進めていき、被害額の減少に努めていく。